官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○ハイチ共和国における効果的な国境・海上犯罪対策のための法執行機関の業務環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（外務四一〇）　一
○スリランカ民主社会主義共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四一一）　二
○食糧援助に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四一二）　三
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一五五一）　五
○出願公表後に名称変更がなされた件（同一五五二）　五
○産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件（経済産業一五七）　五
○船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通九六八）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同九六九、九七〇）　七
○地すべり防止区域を指定する件（同九七一）　七
○道路に関する件（中部地方整備局九五、九六）　七
〔国会事項〕
法務省　九
〔人事異動〕
官庁事項　九
〔叙位・叙勲〕
アマチュア局の保証実施者の代表者の変更について（総務省）　一〇
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一〇
〔官庁報告〕
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇
〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二九

その他告示

○外務省告示第四百十号

令和七年九月十八日にウィーンで、ハイチ共和国における効果的な国境・海上犯罪対策のための法執行機関の業務環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ハイチ共和国における効果的な国境・海上犯罪対策のための法執行機関の業務環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億千百万円

3　署名者

日本側　海部篤在ウィーン国際機関日本政府代表部大使

国際連合側　ガーダ・ワーリー国際連合薬物犯罪事務所事務局長

令和七年十月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百十一号

令和七年九月二十九日に東京で、スリランカ民主社会主義共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

令和七年十月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府の代表者とスリランカ民主社会主義共和国政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、スリランカ民主社会主義共和国（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全保障上の能力強化に係る計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、五億円（五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）